

令和5年度(2023年度)清掃美化運動 「秋のクリーン作戦」実施要領

- ◆実施期間 令和5年(2023年)10月1日(日)～10月31日(火) ※ 清掃美化運動月間
- ◆目的 ごみの散乱やポイ捨てのない“きれいで住みよい街づくり”のため、市民の皆様と市が一体となって、市内各地域での清掃活動に取り組む。
- ◆主催 函館市
- ◆共催 函館の街をきれいにする市民運動協議会、函館市町会連合会

全市一斉清掃日(きれいな街づくり強調日)

- 日時 令和5年(2023年)10月15日(日) 午前8時～午前9時(小雨決行)
- 内容 吸いがらや空き缶などのポイ捨てごみを対象に、町会や自治会、各種団体など市民の皆様による、身近な地域(海岸・河川を含む。)の清掃活動を全市一斉に行ないます。
- 申込み **10月2日(月)**までに活動予定を下記連絡先まで申込みください。
(申込みがない場合は清掃日に収集できないこととなります。)
※ 町会以外の各種団体(学校、事業所、官公署など)については、活動予定の連絡をいただいた後、ボランティア清掃専用「公用ごみ袋」をお届けします。
(「公用ごみ袋」を保管していない町会・自治会も同様です。)
- 分別
 - ・【燃やせるごみ】…落ち葉・吸い殻・紙くず・プラスチック類など
 - ・【燃やせないごみ】…空き缶などの金属類・空きびんなどのガラス類など
- 収集 10月15日(日)の全市一斉清掃日は、午前9時から順次収集の予定です。
- 注意点 ボランティア清掃専用「公用ごみ袋」以外で出されたものや、家庭ごみを便乗して出されたものは収集いたしませんのでご注意ください。
出された場合は各町会・自治会、各種団体にて適正に処理していただきます。
※ 海岸・河川清掃の場合には、海藻類・流木なども収集いたしません。
※ 道路側溝の土砂、公園・空き地等の草刈りによる雑草なども収集いたしません。

※戸井、恵山、楳法華、南茅部支所管内にお住まいの方は、実施時間や「公用ごみ袋」の配布などについて各支所にお問合せください。

連絡先	環境部清掃事業課	電話	51-5163
	戸井支所市民福祉課	電話	82-2112
	恵山支所市民福祉課	電話	85-2335
	楳法華支所市民福祉課	電話	(代)86-2111
	南茅部支所市民福祉課	電話	25-6045